

病後児保育利用ガイド



丸森たんぽぽこども園では病後児保育を行っています。
常駐看護師と保育士が病気回復期のお子さんを病後児専用の
お部屋で保育します。



社会福祉法人丸森町社会福祉協議会

丸森たんぽぽこども園

1. ご利用にあたって

項目	概要
対象児	丸森町に在住する1歳～小学校3年生の児童 ※ 病気回復期にあり、医師が認めた場合
利用日	月曜日～金曜日 ※（土、日、祝日、お盆期間（8/13～8/15）及び年末年始はお休みです。）
利用時間	午前8時00分～午後6時00分まで
利用期間	連続して7日間利用できます。
定員	病状優先ではなく先着順となります。（1日2名まで） 利用される前に丸森たんぽぽこども園に確認してください。 ※ 丸森たんぽぽこども園 代表電話 0224-86-4336 ※ 病後児保育室 直通電話 0224-86-4424
利用料金	1時間 250円（最大10時間利用2,500円、食事代込、又は持参可） ※ アレルギー除去食の方は、食事を持参願います。 ※ 生活保護世帯は無料となります。（受給証が必要です。）

(注) 診療情報提供書費用は保護者負担となります。(保険適用)

2. 利用のお願い

【持ち物】

- 着替え一式(3~4枚)
- バスタオルまたは毛布
- お薬依頼票
- 薬(医師の処方によるものを1回分に分けて)
- ビニール袋(汚物入れ2~3枚)
-

必要な方は上記の持ち物以外に

- 紙おむつ(5~6枚) アレルギー指示書
- おしり拭き
- 食事用エプロン
- ミルク・哺乳瓶(1回分に分けて)

※ 予約の取り消し、又は遅れる場合は速やかに連絡してください。
連絡がない場合は取り消しとさせて頂きます。

※ 入室後に一般状態に変化があり、保育が無理と判断した場合は、
保護者に連絡し、お迎えをお願いすることもあります。

※ 緊急の場合(保護者と連絡がとれない場合)は、保護者の了解(同意書)
のもと、園長の判断でかかりつけ医又は病院に受診することもあります。

3. 利用の手順

1. 事前登録が必要です。

『① 病後児保育利用者登録書』、『② 同意書』
に記入し、丸森たんぽぽこども園に届けてください。



病後児保育室を利用する場合



2. 予約

利用日前日又は当日に電話にて予約(確認)してください。
『③ 病後児保育利用申込書』、『④ おたより便』に記入してください。



3. 病院にて受診

利用日前日までに病院を受診し、診断結果を『⑤ 診療情報提供書』に医師に
記入していただく。ご利用は医師が病後児保育が可能と判断した児童だけです。



《持参するもの》

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 『③ 病後児保育利用申込書』 | 『④ おたより便』 |
| 『⑤ 診療情報提供書』 | 『⑥ 保険証のコピー』 |
| 『⑦ 母子手帳（予防接種状況）のコピー』 | |
| 『⑧ 受給証のコピー』（生活保護世帯の方のみ） | |



4. 病後児保育室に入室

（児童についてお話しをお聞きします。）



5. お迎え

『④ おたより便』をお渡し、お子さんの様子をお知らせします。

4. 必要書類一覧

別紙の用紙に記入してください。なお、用紙の記入に関してご質問がある場合は、丸森たんぽぽこども園病後児保育室までご連絡ください。

【慢性疾患等がある場合】

熱性けいれんや喘息などの慢性疾患があり、与薬が必要な場合は、薬局からの薬の説明書もご持参ください。

書類名	登録時	利用時 (利用毎に提出)
① 病後児保育利用者登録書	○	—
② 同意書	○	—
③ 病後児保育利用申込書	—	○
④ 病後児保育おたより便	—	○ 必要事項を記入して持参してください。(1頁)
⑤ 診療情報提供書	—	○ 医師に記入をお願いしてください。
⑥ 保険証のコピー	—	○
⑦ 母子手帳(予防接種状況) のコピー	—	○
⑧ 受給証のコピー (生活保護世帯の方のみ)	—	○

5. 利用できる症状の範囲

1. 感染症の場合

- (1) 感染症の入室は、急性期を過ぎ回復状態になった場合とします。
(2) 感染症の入室は申し込み順としますが、種類の違う感染症が重なっている場合など、子どもの症状や状態により入室が無理な場合もあります

病名	病後児保育の目安
インフルエンザ	解熱後2日を経過しており、主要症状が軽減
麻疹	解熱後3日を経過しており、集団保育に差し支えがある場合
風疹	解熱し、発疹が消失(発疹出現後3日以上経過)
水痘	すべての発疹がかさぶたになっている(発疹出現から7日前後)
おたふくかぜ	両耳下の腫脹がほぼ消失し、発熱がなく食事摂取が可能
突発性発疹	診断が確定しており、解熱している
ヘルパンギーナ	解熱して食事が摂取可能である。
手足口病	解熱して食事が摂取可能である。
ウィルス性嘔吐・下痢性	発熱・嘔吐がなく、診断が確定しており下痢が軽減傾向にある
流行性角結膜炎	目やに一流涙がほぼ消滅
急性出血性結膜炎	目やに一流涙がほぼ消滅
溶連菌感染症	抗生素服用中であるが、解熱し、一般状態が安定している適切な治療を前日までに開始されていて、体温が37.4℃未満
とびひ	適切な治療がなされ、ほぼ軽快している
百日咳	レブリーゼ(独特な咳)が減少傾向にあり、治療効果があるとされる薬を最低5日間投与されていること
その他の感染症	症状により、主治医・嘱託医・その他の意思において伝染の恐れがないと認めた場合

2. 外傷・外科的疾患

骨折、縫うようなけがの場合でも「医師より利用可能」と診断されれば入室可能

3. 耳鼻科

「医師より利用可能」と診断されれば入室可能

ただし、以下の場合には入室できません

(1) 熱の場合

入室時より37.5度以上の熱がある場合は入室できません。

(2) 嘔吐・下痢・胃腸障害の場合

園の給食の中で対応できる範囲については入室できますが、激しい腹痛、頻繁に起くる下痢、嘔吐の場合、入室できません。また、特別な病児食（相談）が必要な場合も入室できません。

※ 利用基準は上記によりますが、病院の医師の意見を尊重します。

※ 治療については各自の保険を使用しますので、保険証のコピーをお願いします。

一般的症状

熱	37.4°C以下
食欲	半分程度は摂取できている
消化器症状	強い腹痛がなく、嘔吐・激しい下痢がない